

# 特定商取引法の対象となる商品・役務の在り方に 係る検討について

平成19年4月

経済産業省消費経済政策課

## (1)消費者政策会議決定

「消費者基本計画の検証・評価・監視について」（平成18年7月消費者政策会議決定）において、特定商取引法に関しては以下の事項が指摘されているところ。

### II 今後の重点的取組み

#### 2. 消費者の自立のための基盤整備

##### (1)分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

##### ① 特定商取引法における検討

ア. 指定商品・指定役務制の廃止の可能性について検討する。

[平成19年度までに一定の結論を得る。] <経済産業省、関係省庁>

##### ⑤ 悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信の排除

悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されることのないよう、与信事業に関して対応を検討するとともに、クレジット取引関連事業者の責務と役割、割賦販売法の適用対象範囲、指定商品・指定役務制の是非について検討する。[平成18年度以降継続的に検討する。] <経済産業省>

## (2) 特定商取引法の概要

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型(注)を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律(旧称:訪問販売等に関する法律)。

### 1. 本法律の対象となっている取引類型

#### 1. 訪問販売

自宅への訪問販売、キャッチセールス(路上等で呼び止めた後営業所等に同行させて販売)、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)等

#### 2. 電話勧誘販売

電話で勧誘し、申込を受ける販売

#### 3. 通信販売

新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売

#### 4. 特定継続的役務提供

長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引(現在、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6役務が対象)

#### 5. 連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品等の販売

#### 6. 業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等をもって金銭負担を負わせる取引

### 2. 法律の内容

※左記類型毎に多少の差がある

#### ①行政規制

事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、各取引類型の特性に応じて、以下の規制。違反に対しては、業務改善の指示、業務停止の行政処分又は罰則。

##### i) 氏名等の明示の義務づけ

勧誘開始前に、事業者名、勧誘目的である旨などを消費者に告げることを義務づけ

##### iii) 広告規制

① 広告をする際には、重要事項を表示することを義務づけ  
② 虚偽・誇大な広告を禁止

##### ii) 不当な勧誘行為の禁止

不実告知(虚偽説明)、重要事項(価格・支払条件等)の故意の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為等を禁止

##### iv) 書面交付義務

契約締結時などに、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ

#### ②民事ルール

消費者が意に反する契約により不当な損害を受けないよう、消費者による契約の解除、意思表示の取消し等を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等のルールを定める。

##### i) クーリング・オフ

契約後一定の期間(8日間又は20日間)、冷静に再考して、無条件で解約できる機会を消費者に与える制度

##### ii) 意思表示の取消し

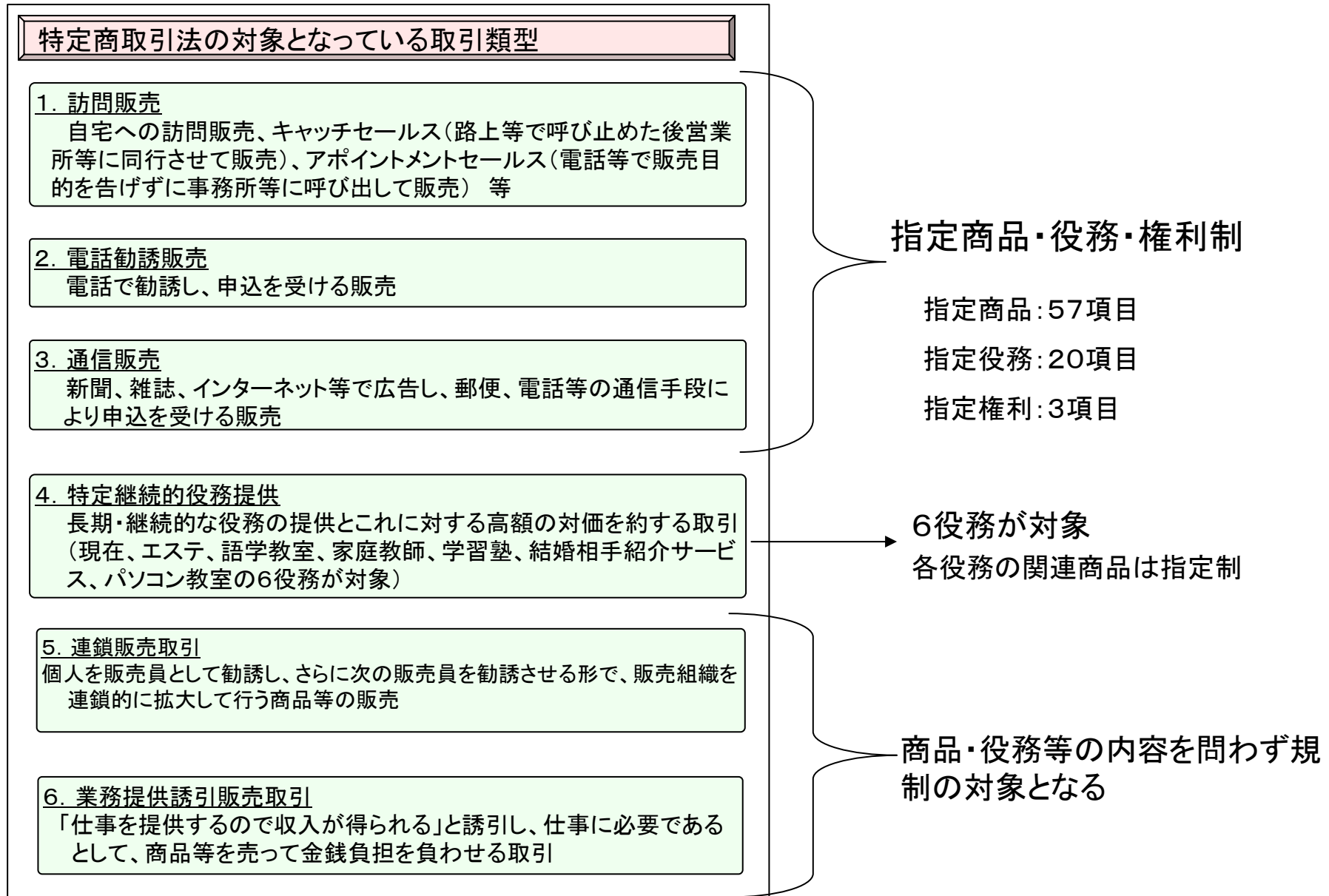
事業者が不実告知や重要事項の故意の不告知等の違法行為を行った結果、消費者が誤認して契約の意思表示をした場合、その取消しを可能とする制度

##### iii) 解約時の損害賠償制限等

消費者が契約を中途解約する際に、事業者が請求できる損害賠償額の上限を設定等

### (3) 指定商品・役務制の概要

#### ○概要



#### (4) 指定商品・役務等の追加の経緯

指定商品・役務等については、以下のとおりトラブル実態に応じて随時追加するとともに、項目の大括り化を進めてきている。

	昭和51年	昭和52年	昭和63年	平成3年	平成11年	平成13年	平成15年	平成16年
商品	14項目 ・健康食品、ミシンなど	43項目 ・台所用品、衣類など29項目追加	53項目 ・ペット、パソコンなど10項目追加	53項目 既存1項目を拡充（新聞紙を追加）	55項目 ・太陽光発電装置、融雪機の2項目を追加 ・既存2項目を拡充	55項目	56項目 ・既存の1項目を拡充（火災警報器等） ・外装工事に係る解釈の明確化（役務も同じ）	57項目 ・家庭用石油タンク並びにその部品及び付属品を追加
役務			14項目 ・物品の貸与、取付けなど	14項目	15項目 ・映画鑑賞の1項目を新規追加 ・既存の4項目を拡充（エアコン・布団の清掃、太陽光発電装置の取付・設置又は改良	17項目 ・2項目を新規追加（「占い」と「プログラムのダウンロード」） ・既存の3項目を拡充（音楽・映像の送信サービス等）	19項目 ・「別荘地・山林の測量」の1項目を新規追加 ・既存の4項目を拡充（「衛生設備の清掃」、「衛生設備の修理」、「警報装置の貸与」、「テラス等の設置」）	20項目 ・「物品の取り外し又は撤去」の1項目を新規追加 ・既存の1項目を拡充（「土地の測量」に、「整地又は除草」を追加）
権利			2項目 （保養のため・スポーツのため施設を利用する権利、語学の教授を受ける権利）	2項目	2項目	3項目 （映画、演劇等を鑑賞する権利）	3項目	3項目

## (5) 主務大臣の在り方について

指定商品・役務等については、経済産業大臣及び当該商品・役務の流通を所管する大臣が主務大臣とされている。

**第六十七条** この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 指定商品に係る販売業者に関する事項、商品に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項並びに商品に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣
- 二 指定権利に係る販売業者に関する事項、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣
- 三 指定役務に係る役務提供事業者に関する事項、役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務に係る役務提供事業者に関する事項並びに役務に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、経済産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣